

## 編集委員会 会議録

会議の名称	第12回 編集委員会（実質的な協議の11回目）
開催日時	平成20年9月4日（木）18時37分から21時33分
開催場所	川口市 第二庁舎 地下会議室
出席者	（委員長）鈴木委員長 （副委員長）碓委員、木岡委員 （委員）池田委員、落合委員、石井委員、河合委員、森委員、小島委員、北原委員 （オブザーバー）三宅部会長
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案たたき台について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会からの意見集の比較一覧表</li> <li>・今後のスケジュール案</li> <li>・市民フォーラム向けの素案たたき台</li> <li>・既存制度に関する資料</li> </ul>
発言内容	<p><b>■素案たたき台の検討</b> [ 事務局から本日の資料について説明 ]</p> <p><b>1) 名称について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素案たたき台と比較表を参照しながら1つずつ確認していきたい。</li> <li>・全体については、第1部会と第4部会からのコメントがある。</li> <li>・名称については、「川口市自治基本条例」、「川口市みんなの自治基本条例」、「川口市基本条例」、「川口市民自治基本条例」、「明日の豊かな川口を創る自治育成条例」という提案が出されているが、比較表には、「憲章条例」や「川口市最高規範条例」という案も出ている。（以上、委員長）</li> <li>・“川口市”の基本ということで「川口市基本条例」がいいと思う。</li> <li>・個人的にはそうでもないが、第3検討部会では「みんなの」という言葉を入れた方がいいという意見が多数あった。</li> <li>・「川口市みんなの自治基本条例」がいいと思う。「基本条例」だけでは、何の基本なのかがよく分からない。その意味では「自治」という言葉が入った方がいい。さらに、市民により親しみやすくするためには「みんなの」という文言が入っていた方がいいと思う。</li> </ul>

- ・名称は内容を伴ったものである必要がある。選定の基準としては、どのような内容が条例に書かれているかである。その意味では「自治」という言葉が入ってもいいと思う。単に「基本」という言葉だけでは分かりにくいので、もう少し議論してもいいと思っている。
- ・名称においても最高規範性が示されるべきだと思っている。「環境基本条例」は川口市の環境の基本を定めたものであり、「まちづくり基本条例」は川口市のまちづくり（主にハード系）の基本を定めたものである。その意味では、川口市（政）の基本を定めるということで「川口市基本条例」がいいと思う。
- ・市政の基本になることを示した条例であるため、他の「〇〇基本条例」と同列にするべきではない。ドイツやオランダの憲法でも「基本法」という名称であるので、逆に「川口市基本条例」のほうがいいと思っている。
- ・「自治」という言葉がなくても最高規範であるということが市民に十分伝わるのであれば、特に必要ないと思うがどうか。
- ・逆に「基本条例」では、名称から市民がその内容を類推することができないだろう。川口市の自治を発展させていくという意味では「自治」という言葉は残したほうがいいと思っている。
- ・先ほど指摘があったように、他の「〇〇基本条例」と同列になってしまう恐れがあると思うので、「川口市基本条例」がいいと思う。
- ・市民のみなさんに関心を持ってもらうためには、名称を見たときにこの条例はいったい何かということが分かったほうがいいと思う。「自治」も市民みんなのものであるため、第5検討部会では「みんなの」を付けた。その意味では「川口市みんなの自治基本条例」がいいと思う。
- ・今までの議論で「川口市基本条例」、「川口市自治基本条例」、「川口市みんなの自治基本条例」の3案に絞れたと思う。論点は「自治」をどうするかということであるが、個人的には市民が「自治」を分かるかどうかだと思っている。（委員長）

- ・「みんなの」という表現はキャッチコピーの域を出ないので、最高規範性と内容を踏まえれば「基本条例」がいいのではないかと。
- ・市民フォーラムなどで、市民に名称について意見を聞いてはどうか。どの案もそれぞれ主張があるよい案だと思う。
- ・これまで検討部会や編集委員会で相当な議論を重ねてきたが、現実の問題として傍聴者が全然いないなどの現状があるので、市民の意見を聞くことは現実的でないと思っている。
- ・さらに、この策定委員会自体がこれまでにない市民参加の取組みであり、大規模な市民参加を得て案が検討されてきているので、併記でもいいから編集委員会として答えは出すべきだと思っている。
- ・それでは、編集委員会で検討した結果「川口市基本条例」、「川口市自治基本条例」、「川口市みんなの自治基本条例」の3案にまで絞り込んだことを運営調整部会に伝え、今後の進め方について運営調整部会で議論してもらいたいと思う。(委員長)
- ・その3つが主要な案ということでもいいが、今の調子でどこまで進むのかを懸念している。もっとスケジュールを意識しながら進めるべきだと思っている。
- ・できるところまで進めたいというのが本音であるが、編集委員会はこれまでに11回の会議を重ねてきており、我々には既に経験値があるので問題はなっていないと思っている。(委員長)

## 2) 前文について

- ・前文については、第1検討部会のテーマが“本市の歴史的経緯から”ということになっていたため、前文のたたき台を検討してもらった。この提案は細部に亘ってよく書けていると思っており、これに対する意見がある場合は代替案を示してほしいというのが第1検討部会からの要望である。(委員長)
- ・前文に“川口市らしさ”を出したいという気持ちは、ほとんどの委員が持っていると思う。この思いを踏まえて第1検討部会ではこうした長い前文を作成したが、全体のバランスを是非見てほしいと思っている。

- ・第4 検討部会は既に代替案を出している。憲法の前文を参考にしながら市の特徴を出しつつ、よりすっきりと分かりやすくすることを前提に考えたものだ。
- ・第1 検討部会としては心血を注いで作成した前文であるため、その点を十分踏まえて各部会でも検討してほしいと思う。
- ・各部会から前文の代替案を出してほしいと思っているが、既に各部会が前文案を持っていると思う。従って、第1 検討部会だけでなく、他の部会からの提案も踏まえながら検討していただきたい。その結果、前文たたき台との折衷案のようなものが出てくると思っている。(委員長)

### 3) 目的について

- ・第1 検討部会では、①市民が主人公であり、②市長及び議会は市民のために市政運営し、③市民の権利を実現する市政を確立することが自治基本条例の目的であると整理した。
- ・目的としては、単純に「自分たちが住む社会をつくる」だと思うが、市民と行政の関係と市民と市民の関係を明らかにする役割があると思う。
- ・目的の内容は、前文と重なる点が多いのではないかと。
- ・前文は条文ではないので重なる部分があっても仕方がないと思う。しかし、ご指摘のとおりで、素案たたき台は整理されていない寄せ集めなので、条文が固まった段階で改めて前文について検討する必要があると思っている。
- ・さらに、全体を整理するときには重複も整理するべきだと思う。
- ・去年の辻山先生の講演では、自治体と市民の信託関係、委任していない部分の自治領域の市民間のルール、そして分権社会の議会機能の3つの目的が自治基本条例にあるという話があった。
- ・“川口市らしさ”を示すためには、この3点に縛られる必要はないが、押さえておきたい論点だと思う。
- ・素案たたき台の目的の2つ目は要らないと思う。

- ・素案たたき台の2つ目の条項は、なくても目的として意味が通じると思うが、第1検討部会が指摘している「市民の権利を実現する」という点は盛り込みたいと思う。
- ・「市民が主人公」が2回出てきているが、最初の条項だけでいいと思うがどうか。(委員長)
- ・2つの違う点は、最初の条項は「自立した地域社会」について述べ、2つ目は「将来」について述べているところだ。
- ・「よいまち」という表現は、何をもって“よい”とするかが分からないので要らないと思う。
- ・「将来に向かってよいまち」は、地域社会のビジョンに規定されるべき内容である。
- ・同感である。目的規定は、最初の条項だけで十分である。
- ・前文に掲げる「自治の基本理念」をその後の目的に書いていることに違和感がある。前文ではなく、条項にしたほうがいいと思う。
- ・また、「市民が主人公」という表現は、編集委員は分かると思うが、一般には分かりにくいので、条項にそのまま入れるのは適当ではないと思う。(第4検討部会でも同じ指摘をしている。) また、第4検討部会が指摘している「自立した地域社会」は分かりにくいという点も同感である。
- ・目的は条例全体に関わってくるので、市民と権力の関係や市民間のルール関係が規定されるべきだと思う。特に前者についてはきちんと言及される必要があるだろう。市民間の関係については明記するかどうか迷うところだ。
- ・「市民が主人公」は、条例の理念として編集委員会でコンセンサスが取れていると思うがどうか。
- ・私も「市民が主人公」という表現に違和感を持っている。この言葉は、市民が主権者であることを指しているのか、市民間の関係を明らかにするものなのかが曖昧だと思っている。市民が主権者であることを明確にするのであれば、別の言葉を用いたほうがいいと思う。

- ・具体的にどのような言葉が考えられるか。
- ・色々な言葉があると思うが、現状案では工夫はしないと2つの概念を混同してしまう恐れがある。
- ・権力を統制することが自治基本条例の第一の目的であることがはっきりすれば、「市民が主人公」であることの意味も一義的に決まってくると思うがどうか。
- ・前文案でも「市民が主人公」を説明しているので、問題はないと思っている。
- ・それでは、素案たたき台の目的の2つ目の条項は削除し、「将来に向かってよいまち」については、地域のビジョンに盛り込むこととする。
- ・本文の条項を前文で補完的に説明することは、何か問題があるのか。  
(以上、委員長)
- ・前文よりも本文のほうが重要である。前文は本文を見るための参考なので、前文に「自治の基本理念」とあるが、重要な規定は本文に記載されるべきである。ただし、前文が本文を補完することは、できなくはないと考えられる。(オブザーバー)
- ・「基本理念」と「基本原則」は「目的」に入れるとして削除してきたが、改めて本文に作るかどうかを議論したいと思う。
- ・「市民が主人公」についてはどうか。(以上、委員長)
- ・「主人公」という概念が明確にされているかどうか、他の条文で説明されているかどうか重要で、最低でも前文で説明されている必要がある。最終的には、裁判でも前文は参照されるので、表現自体はともかく、概念をはっきりとさせる必要がある。(オブザーバー)
- ・第1検討部会では、「市民が主人公」という概念が市政全体にかかるように考えてきた。従って、条例全体の構成や体系も含めて検討してきている。概念の明確化については前文で説明しているが、条項を設けて直接的に説明をする方法もあると思っている。

- ・「市民が主人公」だけでなく、「自立した地域社会」などの概念についても明確化が必要だと思うがどうか。
- ・「自立した地域社会」についても曖昧な表現ではないかという指摘があったが、個人的には簡潔な言葉なのでよいと思うがどうか。(委員長)
- ・分かりづらい言葉なので、「自立した地域社会」はなくてもいいように感じている。
- ・「地域社会」とはどこのことか。川口市全体のことか。地区のことか。
- ・住んでいる地域という理解でいいと思う。(委員長)
- ・人によって捉え方が違っても問題ないと思うがどうか。
- ・「地域社会」という言葉は、場所を示しているようにも思うし、地域を構成する人間も示しているようにも思うので、分かりづらいと思う。
- ・また、「自立」といっても、何に対して自立するのか分からない。国からの自立ということか。さらに、ここでの使い方として「自立する」と「協力する」とは、違うことなのか同じことなのかが分からない。
- ・ここでは「自立する」の概念には「協力する」という概念がそもそも含まれていると思うがどうか。
- ・本来的には、何かを選択するということが「自立する」という意味だと思っている。そういう意味では、「自立する」と「協力する」とは繋がらない。
- ・この言葉は詳細に説明できなくてもいいと思うがどうか。(委員長)
- ・「自立した地域社会」という言葉を載せる以上は説明する必要がある。
- ・「地域社会＝川口市」だとすれば、川口市自体が自立したように捉えられてしまうので、「地域社会」は曖昧にしておいたほうがいいと思う。

・「自立した地域社会」を曖昧にしておくことについて、法制担当の見解はどうか。(委員長)

・権力を統制するという側面については、範囲を限定するために説明する必要があるが、理念については曖昧でよいと考えられる。

・一方で、「自立した地域社会」が究極の目的であるならば、きっちり説明しなければならないと考えられる。

・では、編集委員会としては最後まで決めず、明確化しないことによって議論の余地を残すこととし、この方針を解説に入れることとする。(委員長)

#### 4) 条例の位置付けについて

・第3 検討部会では、自治基本条例が市政運営の規範となるということを明示するべきではないかという意見が出た。(委員長)

・ここで使われている「運営」という言葉については、市政だけでなく条例等にもかかるため、「運用」としてはどうか。また、「尊重しなければならない」では弱いので、「適合しなければならない」としたほうが良いと思う。

・「尊重し適合しなければならない」という表現でも良いのではないか。

・「運営」と「運用」の違いはニュアンス的には分かるが、それほど大きな違いがあるのか。市政については「運営」、条例については「運用」ということで良いのではないか。

・法制担当の見解はどうか。

・2つの言葉を使うことに特に違和感はない。むしろ、日本語的には2つ使ったほうが良いと思う。

・最高規範性を担保するため、「適合」のほうが良いと思うがどうか。

・適合しない場合はどうなるのか。

・適合しないところの改正を求めていくと考えられる。そして、その役割

は運用検証委員会やオンブズマンが担うものと思われる。(委員長)

- ・条例同士は法律的に同列であるため、「適合」とすることによって運用上の最高規範性が担保されると思う。
- ・それでは「適合しなければならない」としたいがどうか。(委員長)

一同異議なし

### 5) 地域社会のビジョンについて

- ・そもそも「地域のビジョン」を自治基本条例に載せるべきなのか。
- ・確かに「地域のビジョン」は総合計画にも示されているが、自治基本条例でも市民がどういった方向性でまちづくりを行っていくべきかが述べられていてもいいと思う。
- ・しかし、実効性が担保されるのであれば、総合計画だけでもいいと思っている。

#### ■今後の進め方

- ・地域のビジョンだけでなく、協働の定義、住民投票の詳細、運用検証委員会の設置の是非など、意見が大きく異なっている部分が多々あるので、全体の進め方自体を検討し直してはどうか。
- ・言葉を一つひとつ確認するような進め方ではなかなか進まないの、何が重要かを考えて、残すものと削るもの議論をしたほうがよいと思うがどうか。
- ・「そもそも論」はあってもいいし、市民フォーラムや対話集会、パブリック・コメントなどで、今後市民から意見を聞くことを考えれば、後から蒸し返しの議論もあり得ることである。
- ・それでは、まずは素案たたき台を整理することとする。しかし、ある程度人数を絞り、事務局のサポートの元でやらないとスムーズな検討ができないと思うがどうか。(委員長)
- ・正副委員長にまとめてもらい、それを編集委員会で検討すればいいので

はないか。

- ・編集委員会ほどの程度までを作るのか。
- ・素素案たたき台から素素案を作成するまでが編集委員会の役割だと思っている。なお、素素案は運営調整部会に諮り、確定するものと思われる。  
(委員長)
- ・委員長の指摘のように編集委員会では素素案を作成し、その後、別な組織（例えば、「起草部会」）を設けて、法規的な観点を加味しながら“てにをは”も含めて条文化することが望ましいと思っている。
- ・素素案までは編集委員会で対応できるが、条文化や法律的な検討などは、部会長や法制担当、事務局のサポートが必要だと思われる。
- ・それでは、編集委員会の役割は素素案の作成までとする。その後の作業は条文化ということになるので、より専門的な見地から素案を作成する必要があると思う。また、今回の編集作業でも部会長（学識者）や法制担当の意見を求める場面も多々あったので、今後の作業は、部会長、編集委員会のメンバー、法制担当、事務局の少数により、別組織を設けて作業を行うということを次回の運営調整部会で提案したいと思うがどうか。(委員長)

一同異議なし

- ・それでは、正副委員長と事務局で素素案たたき台の絞り込んだものを作成し、次回以降の編集委員会に提示したい。(委員長)
- ・編集委員会では文言や基本原理の話が多かったように思う。しかし、素案を起草する場合に重要なのは、細かい部分ではなく、大きな論点である。
- ・従って、今後のスケジュールとしては、11日の編集委員会までに大きな論点について整理しておく必要がある。さらに、9月下旬までに編集委員会で素素案を完成させ、10月上旬に運営調整部会を開催し、素素案の確定と（仮称）起草部会の設置を認めてもらう必要がある。そして、（仮称）起草部会では10月下旬までに一応の起草作業を完了させる。11月

には検討部会から素案に対する意見を聞き、(仮称) 起草部会が素案を完成させる。そして、12月にパブコメを実施するというスケジュールが考えられるかどうか。(以上、オブザーバー)

- ・ご指摘のとおりだと思う。検討部会では素案よりも素案を議論するほうが重要であり、さらに、部会での意見がパブリック・コメント等で寄せられた意見を併せて検討できるので効率的だと思う。
- ・それでは、今回は意見が割れている部分を中心に議論し、その後、正副委員長と法制担当、事務局で素案たたき台②を作り、併せて検討部会にも見てもらいたいと思うかどうか。(委員長)

一同異議なし

- ・部会長(学識者)にメンバーになってもらうこと、少人数にすることとした(仮称)起草部会の設置を、編集委員会から運営調整部会に提案することは賛成である。ただし、編集委員会からの継続性が必要だということは理解できるが、事務局としては、これまで編集委員にかなりの負担がかかっている点を心配しており、メンバーは限定せず新たな目線を見る必要があるとも思っている。
- ・最終の3月に拘らずに進めることとしてもいいのではないかな。
- ・皆さん、大変忙しい中で何とか日程調整して、目標の期日までにいいものを作ろうとこれまで努力をしてきた。従って、この段階でスケジュールを延期しようというのは反対である。
- ・期限を守ることは大事なことだが、内容のほうがもっと重要である。その意味では、期限について全体会で議論してもいいように思っている。
- ・そもそも全体のスケジュール管理については、運営調整部会がその役割を担っているので、ここで議論する必要はないだろう。
- ・次回の運営調整部会では編集委員会の役割と全体のスケジュールを確認したいと思う。その上で、起草作業はどのような体制・スケジュールでやるのかについて運営調整部会で議論してもらおうようにする。その時に、

編集委員会から、(仮称) 起草部会では専門家や法制担当、事務局も交えて検討することを提案したい。(委員長)

- ・現在の素案たたき台はかなりよくできていると思っており、解説も入っているなので、これを(仮称) 起草部会に任せてもいいと思っている。
- ・素案がどの段階で確定するかであるが、(仮称) 起草部会で検討するだけの材料は十分にあると思う。
- ・次回の編集委員会での論点を確認しておいたほうがいいと思うがどうか。

一同異議なし

#### ■次回の編集委員会での論点について

- ・今回は、以下の項目について、細かい文言を見るのではなく、条項として残すかどうかなどを議論する。
- ・そして、今回は編集委員会として素案を完成させたいと思う。

- 1 自治の基本理念を設けること
- 2 地域社会のビジョンについて、内容を精査し残すかどうか
- 3 自治を定義するかどうか
- 4 市民の役割と責務について、「責務」をどうするか  
“まちづくり”という言葉について
- 5 市民参加・協働(地域との連携)に関する大枠を議論すること
- 6 住民投票について、常設型とすること、発議要件を入れること、別に(条例で)定めること
- 7 行政監査、公益通報は、既に制度があるので残すかどうか
- 8 コンプライアンスを残すかどうか
- 9 運用検証委員会  
(以上、委員長)

- ・個別の言葉や理念に拘っていると、根本的な部分が疎かになってしまうので、しっかりと確認する必要がある。
- ・例えば、「目的」の条項案をよく読むと、「市民が主人公」であることが手段になってしまうような順序(書きぶり)になっている。条例の本当の目的は何かの議論ができていれば、こうしたことにならなか

	<p>ったはずだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 究極の目的は何かということが確認できていれば、きちんと体系だった議論ができると思うので、手間（時間）はかかるかもしれないが、根本に立ち返った議論も時には必要だと思っている。（以上、オブザーバー）</li> </ul>
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月11日（木）</li> <li>・ 10月2日（木）</li> </ul>